

スマホ認証・ハードウェアトークン利用規定

スマホ認証またはハードウェアトークンを利用する場合、「マイゲート利用規定」に加え、本規定により取扱います。

第1条: 認証方法の種類

1. リソナグループアプリを用いた認証方法(スマホ認証)もしくは、当社所定のハードウェアトークンを用いた認証方法としてトランザクション認証を行います。
2. トランザクション認証とは、お客さまが行った取引(トランザクション)の内容が、通信の途中で改ざんされていないことを確認し、実行する認証方法です。
3. ハードウェアトークンを使用する場合、一部のお取引には、トランザクション認証を用いない場合がございます。

第2条: 利用対象者

スマホ認証またはハードウェアトークンの利用対象者は、次条による利用申込を行った契約者で、当社が承諾した個人の方とします。

第3条: 利用申込

1. スマホ認証または、ハードウェアトークンの利用申込は、当社所定の申込書またはログイン後の申込画面より行ってください。
2. 前条の申込(ハードウェアトークン利用申込)を当社が承諾した場合、当社は契約者の届出住所にハードウェアトークンを発送します。ハードウェアトークンの発送は日本国内に限ります。なお、届出住所不備または不在等によりハードウェアトークンが返戻となった場合、一定期間経過後にハードウェアトークンを廃棄しますので、スマホ認証またはハードウェアトークンを利用するにあたっては、再度、当社所定の利用申込を行ってください。スマホ認証は利用申込後、リソナグループアプリのダウンロード及びセットアップを行ってください。申込方法により、郵送でスマホ認証利用開始パスワードを送付する場合があります。送付の条件および返戻後の取扱いは上記同様となります。
3. スマホ認証またはハードウェアトークンの利用は、利用開始登録を行うことで可能となります。利用開始登録後は、従来の認証方式(乱数パスワード等)は使用できなくなります。

第4条: 利用手数料

1. スマホ認証の利用手数料は無料です。
2. ハードウェアトークンの利用手数料は当社所定の手数料がかかります。ただし、旧型ハードウェアトークン※1を使用している場合、新型ハードウェアトークン※2への切替は無料です。
※1 裏面に記載されているシリアル番号の頭2桁が「DP」・「FT」から始まる12桁の半角英数

字のトークン

※2 裏面に記載されているシリアル番号が半角数字 10 桁のトークン

- ハードウェアトークンの本体保証期間は 3 年です。保証期間内の電池切れ・故障の場合は、無料で再発行をします。ただし、過去一定期間のハードウェアトークン再発行履歴を確認し、所定の回数を超えていた場合、保証期間内であっても所定の手数料がかかります。保証期間経過後の再発行時には、再度所定の手数料がかかります。紛失の場合は保証期間に関わらず、再発行手数料がかかります。
- ハードウェアトークンの利用手数料は、各預金規定にかかわらず、預金通帳及び払戻請求書または当座小切手の提出なしにメイン口座から自動的に引落します。
- 当社は、「ハードウェアトークン利用手数料」にかかる領収書および受領書は発行いたしません。
- ハードウェアトークンの利用手数料は、ハードウェアトークン利用の取消・停止(返戻による利用停止を含みます。)等いかなる理由があっても返却できません。

第5条: 利用期限

- ハードウェアトークンの利用期限について、ハードウェアトークンは電池切れによりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。なお、電池残量が一定量以下となると、ハードウェアトークンのボタン押下時に電池残量を表示しますので、ハードウェアトークン再発行の申込みを行ってください。
スマホ認証は利用期限がありません。
- 契約者の責に帰さないハードウェアトークンの故障・破損の場合、前項記載の保証期限内で当社はハードウェアトークンを無償で交換します。なお、高温・低温・多湿な場所、ほこりの多い場所、直射日光の強い場所等で使用・放置しないでください。また、その他通常のハードウェアトークン利用方法から逸脱した使用をしないでください。

第6条: トークン再発行

- ハードウェアトークン上に電池残量が表示された場合、速やかにハードウェアトークン再発行の申込みを行ってください。
スマホ認証(りそなグループアプリ)がインストールされた端末に変更が生じた場合は、当社所定の再申込みを行ってください。
- 前条の申込を当社が承諾した場合、ハードウェアトークンは当社より契約者の届出住所に発送します。ハードウェアトークンの発送は日本国内に限ります。
なお、届出住所不備または不在等によりハードウェアトークンが返戻となった場合、一定期間経過後にハードウェアトークンを廃棄しますので、スマホ認証またはハードウェアトークンを引き続き利用するにあたっては、再度、当社所定の申込を行ってください。
スマホ認証は利用申込後、りそなグループアプリのダウンロード及びセットアップをあらためて

行ってください。申込方法により、郵送でスマホ認証利用開始パスワードを送付する場合があります。送付の条件および返戻後の取扱いは上記同様となります。

3. 前項の申込みにより発送されたハードウェアトークンまたは、スマホ認証の利用は、利用開始登録を行うことで可能となります。

利用開始登録後は、従来の認証方式は利用できません。

第7条: 認証方法の変更

1. 現在お使いの認証方法を当社所定の申込みにより、変更することができます。
2. スマホ認証からハードウェアトークン、またはハードウェアトークンからスマホ認証への変更は当社所定の申込書、またはログイン後のパスワード関連変更画面より行ってください。
3. スマホ認証からハードウェアトークン(ハードウェアトークンの再申込みを含む)の変更申込みを当社が承諾した場合、当社は契約者の届出住所にハードウェアトークンを発送します。なお、届出住所不備または不在等によりハードウェアトークンが返戻となった場合には、一定期間経過後にハードウェアトークンを廃棄します。
4. ハードウェアトークンからスマホ認証への変更申込を行った場合は、申込方法により、郵送でスマホ認証利用開始パスワードを送付する場合があります。送付の条件および返戻後の取扱いは上記同様となります。

第8条: 免責事項

1. ハードウェアトークンまたはスマホ認証(りそなグループアプリ)は契約者が厳重に管理し、第三者に開示・譲渡・貸与しないでください。
また、紛失・盗難等に遭わないように十分注意してください。ハードウェアトークンまたはスマホ認証(りそなグループアプリ)の管理において契約者の責めに帰すべき事由があった場合、それにより生じた損害について当社は責任を負いません。
2. 契約者が入力した「マイゲート利用規定」第2条1項1号に掲げる「パスワード等」と、当社に登録されている各情報の一致を確認する方法で本人確認をして取引を実施した場合、ハードウェアトークンまたはスマホ認証(りそなグループアプリ)の使用について不正使用その他の事故があっても当社は責任を負いません。なお、システム上の障害等のため、ハードウェアトークンまたは、スマホ認証(りそなグループアプリ)が利用できない場合においては、ID・ログインパスワードの一致を確認する方法で本人確認をして取引を実行した場合でも同様とします。
3. スマホ認証またはハードウェアトークンの入力が、当社の任意に定める回数まで連続して誤って入力された場合、スマホ認証またはハードウェアトークンは無効となります。無効となったことにより生じた損害について当社は責任を負いません。
なお、当社が処理をしていない振込、振替等の取引依頼は有効に存続するものとします。
また、ハードウェアトークンまたはスマホ認証を引き続き利用するには、当社所定の方法により再申込みを行ってください。

4. ハードウェアトークンの故障、電池切れ等の事由で本サービスによる取引が不能・遅延となった場合、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。
5. 本規定第 3 条第 2 項に基づくハードウェアトークン・スマホ認証利用開始/パスワードの発送・廃棄・ダウンロード等により生じた損害について当社は責任を負いません。